

第20回長野県サッカー選手権大会

長野県サッカー協会長 平林 正光
長野県選手権実施委員長 前沢 弘一

大会要項

1. 大会名 第20回長野県サッカー選手権大会
2. 主催 (一社)長野県サッカー協会
3. 共催 信濃毎日新聞社/NHK長野放送局
4. 後援 長野県教育委員会/(公財)長野県体育協会/(財)信毎文化事業財団
5. 主管 長野県選手権実施委員会
6. 日程 平成27年4月5日/12日/1日/29日/5月3日/5月6日
8月23日(決勝戦)

日程は、参加チーム数及び会場確保により変更がありますので参加するチームはその旨ご了承願います。

7. 会場 アルウィン他
8. 参加資格 平成26年度(公財)日本サッカー協会に登録されたチームで、平成27年度も(財)日本サッカー協会に登録するチームで次の資格を有する者にとする。

- (1) チーム 平成27年度第1種加盟登録を完了し登録料納入済であること。
- (2) 選手 今年度の当該チームの登録選手であることとし、人数は25名以内とする。
- (3) 外国籍選手 外国籍選手は1チーム5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。

- (4) **選手証** (財)日本サッカー協会発行の選手証(写真貼付)を必ず代表者会議に提出し、提出なき者は出場できない。(27年度発行以前の場合は26年度発行の選手証と27年度登録申請書の写しを提出、新規登録者は日本サッカー協会登録申請書の写しと写真の貼り付けてある身分証明書(免許証、学生証、社員証等)を提出すること。なお、新規登録者とは26年度協会登録の無い者とする。

- (5) **ユニフォーム** (財)日本サッカー協会ユニフォーム規定に従うこと。

9. 試合形式

- (1) 本大会はトーナメント方式により第1位チームを決定する。
- (2) 試合時間を4回戦までは70分、準々決勝以降は90分とし、決しない場合はPK方式により次戦への出場チームを決定する。尚、準決勝・決勝戦は、20分の延長戦を行い、決しない場合はPK方式により決定する。
- (3) 競技規則は本年度の(財)日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。
- (4) すべての試合の出場選手登録は20名以内とし、選手交代は前後半、延長を問わず5名まで認められる。(但し、準決勝、決勝戦は3名までとする)
- (5) ベンチ内に入ることができる人数は最大25名とする。
- (6) **選手の追加、抹消等の登録変更は自チームの大会第1試合の代表者会議時とする。**
- (7) 警告及び退場

- ① 本大会で累積された警告が2回となった選手は、自動的に本大会における次戦の試合の出場停止処分を受ける。
- ② 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。
- ③ 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、注)直近の公式戦の出場を自動的に停止し、その後本協会懲罰基準に準拠して本協会規律委員会が最終裁決を下す。
- ④ 最終試合に主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、注)直近の公式戦の出場を自動的に停止し、その後本協会懲罰基準に準拠して本協会規律委員会が最終裁決を下す。
- ⑤ 出場停止処分を受けた選手または役員の処分が、登録年度終了時、その処分未消化が1試合のものについては当該登録年度終了をもって失効する。なお、その処分未消化が2試合以上に及ぶ場合は次年度の公式戦に持ち越すものとする。

注)直近の公式戦：長野県リーグ及び県内各地区主催のリーグ戦は、対象外とする。

(8) 運 営

- ① 試合球は大会本部から支給する。
- ② 試合運営は、1種及び2種委員会が派遣した運営委員が行う。
- ③ 当日第1試合の2チームは試合時間90分前には集合し会場準備を行う。また、最終試合の2チームはグラウンド整備、後片づけを行う。
- ④ 審判は各チームの帯同審判とするが、準々決勝からは協会派遣審判員が行う。
(主審は3級以上、副審及び第4審は4級以上の有資格者とするが、自チームの登録審判員以外でも可とする。)
- ⑤ 審判割り当ての各チームは、補助員として2名準備する。
- ⑥ 各試合前に代表者会議を行う。

第1試合……試合開始40分前

第2試合以降……前試合のハーフタイム時

但し準決勝以降は上記の限りではない。

代表者会議には、各チームの代表者及び割当帯同審判員が本部席に集合し運営委員立会
いのもと下記事項の確認を行うもの。

- ・ 当該チームメンバー表、選手証、ユニフォーム正・副2着（GK用含む）
- ・ 帯同審判員……審判証（写真貼付）・レフェリーダイアリー
- ・ 選手資格及び大会要項などの確認

※ 参加チームは煙草の吸殻、飲物の容器、テーピングの屑等をグラウンドに放置せず持ち帰ること。

必ず出席すること

10. 傷害、事故補償

試合中の負傷等の対応はチームが行なうこと。参加するチームは傷害保険等に加入することが望ましい。また、駐車場等での事故及び試合飛球による傷害、破損等の補償は関係チーム等個人の責任とし、大会主催者は原則として行わない。

11. 罰 則

- (1) 棄権チームは罰金として10,000円を徴収する。申込金は没収するものとする。
- (2) 帯同審判不履行(主審を4級が行った場合も不履行に含む)の場合は、次の処分を下すものとする。
 - ① 次年度の本大会出場を認めない。
 - ② 仮に不履行のチームが勝っても次戦への出場は認めず、また次年度の本大会への出場も認めない。
 - ③ 罰金として10,000円を徴収する。
- (3) 要項の不履行が生じた場合は当連盟の規律部にて裁定し当該チーム宛通告する。

12. 表 彰

- (1) 優勝チームには優勝旗、優勝杯を授与する。
- (2) 準優勝チームには準優勝杯を授与する。
- (3) 優勝チームより最優秀選手を選出し表彰する。
- (4) 優勝チームは長野県代表として第95回天皇杯全日本サッカー選手権大会に出場する権利と義務を有する。(1回戦8月30日開催予定)

13. その他

本要項の内、大会日程についてはエントリー後確定するため、若干変更の可能性が有るので承知願いたい。